

川口市立高等学校・附属中学校 P T A ・後援会「表彰規程」

第1条 この規程は、川口市立高等学校・附属中学校 P T A（以下、「P T A」という。）及び川口市立高等学校・附属中学校後援会（以下、「後援会」という。）活動に著しい功労のあった者並びに生徒の顕著な垂範とされる者を表彰する。

第2条 表彰する功労者は次の各号のいずれかに該当する者で、感謝状又は表彰状を贈呈するものとする。表彰には記念品を贈呈することができる。

- (1) P T Aは、会長、副会長、常任理事、専門部部長、専門部副部長、監事及び幹事として1年以上その任に在り、功労顕著であった者
- (2) 後援会は、会長、副会長、常任理事、監事として1年以上その任に在り、功労顕著であった者
- (3) その他、常任理事会で推薦する者

第3条 顕彰する生徒は次の各号のいずれかに該当する者で、表彰状又は品物を贈呈することができる。なお、顕彰した場合は、表彰名簿台帳に登載し、保存する。

- (1) 高等学校・附属中学校にそれぞれ在学通年期間、3カ年無欠席であった者
- (2) 本校の生徒として顕著な垂範と評価された者
- (3) その他、常任理事会又は理事会で推薦する者

第4条 第2条及び前条の表彰等の授与は、次の時期に行う。

- (1) 会員表彰は、退任時の年次総会において行う。
(受賞は高等学校・附属中学校のそれぞれ1回に限る。)
- (2) 生徒の顕彰の前条1項は、卒業時に行う。
- (3) その他、協議の上、適切な時期に行う。

第5条 この規程の改廃は、常任理事会に諮るものとする。

附 則

本会則は、平成30年 4月 1日から施行する。

本会則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

本会則は、令和 7年 5月24日から施行する。